

東 総 衛 生 組 合 入 札 約 款

東 総 衛 生 組 合

東 総 衛 生 組 合 入 札 約 款

(趣旨)

第1条 東総衛生組合の発注に係る工事又は製造の請負若しくは物品購入等に係る競争入札を行なう場合における入札その他の取扱いについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）その他の法令に定めるもののほか、この入札約款の定めるところによる。

(入札等)

第2条 入札参加者は、設計書、仕様書、図面、契約書案及び現場等を熟覧のうえ入札しなければならない。この場合において、設計書、仕様書、図面、契約書案等に疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

2 入札書は、別記第1号様式により作成し、封かんのうえ、入札者の氏名、件名等を表記し、通知書に示した時刻までに提出しなければならない。

3 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、委任状（別記第2号様式）を提出しなければならない。

4 入札参加者は、入札前に、連合等不正行為を行なわない旨の誓約書（別記第3号様式）を提出しなければならない。

5 入札参加者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。

6 入札参加者は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当する者を入札代理人とすることはできない。

(入札辞退)

第3条 入札参加資格がある旨の確認を受けた者又は指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 入札参加資格がある旨の確認を受けた者又は指名を受けた者は、入札を辞退するときは、その旨を次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

(1) 入札執行前にあつては、入札辞退届（別記第4号様式）を契約担当者

に直接持参、または郵便（入札日の前日までに到着するものに限る。）により行なう。

(2) 入札執行中にあつては、入札辞退届またはその旨を明記した入札書を入札を執行する者に直接提出して行なう。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けることはない。

（入札の取り止め等）

第4条 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

2 指名競争入札において入札参加者が一人である場合は、特別な理由がない限り入札を取り止めるものとする。

（無効となる入札）

第5条 次の各号の一に該当する入札は無効とする。

(1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札

(2) 委任状を提出しない代理人のした入札

(3) 所定の入札保証金を納付しない者のした入札（免除の場合を除く。）

(4) 記名押印を欠く入札

(5) 金額を訂正した入札

(6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

(7) 明らかに連合であると認められる入札

(8) 同一事項の入札について、他人の代理人を兼ね、又は、二人以上の代理をした者の入札

(9) その他入札に関する条件に違反した入札

（落札者の決定）

第6条 入札参加者のうち、予定価格及び最低制限価格（工事又は製造の請負に限る。）の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とし、特に最低制限価格を設けない場合においては、原則として最低の価格を

もって入札したものを落札者とする。ただし、工事又は製造の請負について、落札者となるべき者の入札価格によっては契約の内容に適合した履行がなされていない恐れがあると認められるとき、又は公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて著しく不適當であると認められるときは、予定価格の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(同価格の入札者が二人以上ある場合の落札者の決定)

第7条 落札となるべき同価格の入札者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を定める。

2 前項の場合において、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

(再度入札)

第8条 開札した場合において、各人の入札のうち予定価格に達した入札がないときは直ちに再度入札を行なう。

2 再度入札は、1回とする。

3 再度入札に参加できる者は、前回の入札に参加したもので最低制限価格を下回らない入札をした者とする。

ただし、入札が無効になった者は、再度入札に参加できないものとする。

4 前回の最低入札価格以上の再度入札は、無効とする。

(契約の締結)

第9条 落札者は、落札決定後、契約通知を受けた日から7日以内に契約又は仮契約（議会の議決に付すべきものに限る。）を締結しなければならない。

2 落札者が、前項に規定する期間内に契約を締結しないときは、落札はその効力を失う。

(契約の保証)

第10条 落札者は、当該契約の締結と同時に、次の各号の一に掲げる保証を付さなければならない。

ただし、契約担当者が特にその必要がないと認めたときは、この限りでない。

- (1) 当該契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、契約担当者が 確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証
- (2) 当該契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
- (3) 当該契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- (4) 契約保証金の納付
- (5) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の10分の1以上としなければならない。

3 第1項の規定により、落札者が同項第1号又は第5号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

(異議の申立)

第11条 入札者は、入札後、この約款、設計書、仕様書、図面、契約書及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(その他)

第12条 契約担当者は、必要があるときは入札参加者から入札金額見積内訳書の提出を求めることができる。

入 札 書

年 月 日

東総衛生組合
管理者 様

住 所

氏 名 ⑩

代理人氏名 ⑩

入札約款を遵守し、下記金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって請負したいので、入札致します。

件 名	
場 所	
入 札 金 額	円

※金額は算用数字で記入し、頭部に¥をつける。

委 任 状

年 月 日

東総衛生組合

管理者

様

住 所

氏 名

⑩

私は都合により（
⑩）を代理人と定め、下記入
札に関する一切の権限を委任いたします。

記

件 名

場 所

誓 約 書

年 月 日

東総衛生組合

管理者 様

住 所

氏 名 ⑩

代理人氏名 ⑩

件 名

場 所

上記入札にさいし、連合等による入札の公正を害するような行為をいたしませんことを誓約します。

入 札 辞 退 届

件 名 _____

上記について指名を受けましたが、別紙理由により入札参加を
辞退します。

年 月 日

東総衛生組合

管理者 様

住 所

氏 名 ⑩

※注意

1. この届は、入札執行前には、契約担当者に直接持参するか又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）してください。
2. 入札執行中には、この届またはその旨を明記した入札書を、入札執行宣言の前に入札執行者に直接提出してください。
3. 電車等の遅れ等やむを得ず入札に参加できなかったときは、事後においても必ず契約担当者に直接持参してください。
4. 入札を無断で辞退することがないように十分ご留意ください。

